

令和6年6月  
国 税 庁

「『租税特別措置法に係る所得税の取扱い《源泉所得税関係》  
について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）等の施行に伴い、「租税特別措置法に係る所得税の取扱い《源泉所得税関係》について」（法令解釈通達）について所要の改正を行うものです。